

旭川市立旭川第一小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月改定)

【目 次】

はじめに	...	1
第Ⅰ章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解		
(1) いじめの定義	...	2
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因	...	3
(4) いじめの解消		
(5) いじめの重大事態		
第Ⅱ章 本校が実施するいじめの防止等の取組	...	4
1 本校のいじめの実態及び2022年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	...	5
(1) 学校いじめ対策組織の構成		
(2) 学校いじめ対策組織の役割		
4 いじめの防止の取組	...	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	...	7
別紙資料1 <いじめ発見・見守りチェックシート>		
別紙資料2 <関係機関等の電話相談窓口>		
6 いじめへの対処		
7 いじめの解消	...	8
早期発見・事案対処マニュアル		9
8 いじめの重大事態への対応	...	10
9 いじめの防止等に関する期間、保護者等との連携	...	11
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、 保護者との連携		
11 学校いじめ防止プログラム【別紙資料】		

旭川市立旭川第一小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。従って「いじめは、すべての学校で、すべての児童に起こり得る」という危機意識を全教職員が共有し、予防に向けた指導と発生時の対応を適切に実践しなければなりません。

こうした基本認識に立ち、本校では、これまでも全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協働し、「いじめのない、仲間と楽しく学び合える学校づくり」に努めてきたところです。

その具体として、旭川第一小学校では、毎月の生活目標反省の中に「いじめに関する項目」を入れ、実態把握に取り組むとともに、児童会が中心となり、「あいさつ運動」や「全校遊び」に取り組んだり、「いじめ防止ポスター」を作成し校内に掲示したり、外部のいじめ防止標語コンクールに全校で募集する等、いじめ防止の取組を行っている。こうした取組を継続・推進することで、いじめの未然防止に努めていきます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童（生徒）がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童（生徒）本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び2022年度の目標

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対許されない、いじめは卑劣な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識をもち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定しています。

基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム：別紙）、早期発見・事案対処マニュアル（別紙）に基づく取組、学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

前年度のいじめアンケート調査において、本校でいじめと認知した件数は0件でした。全教職員が一丸となり、児童を見守る体制が整っていたことで、些細なトラブルにも迅速に対応できた成果でした。加えて、児童が主体的に児童会の様々な活動において、いじめ撲滅の意識を高め合い、お互いに気持ちよく過ごそうとする態度がこれまで以上に育まれたことも後押ししました。

また、本校のすべての児童は、学校評価において「いじめはどんなことがあっても許されない」と強く考え、もし、自分が嫌な思いをしたときは「誰かに相談する」とすべての児童が回答している。今年度も、すべての児童が「いじめは許されない」という考えのもと、安心した学校生活を送ることができるよう、誰にでも相談できる体制づくりを目標としていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、すべての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する以下の活動に取り組みます。

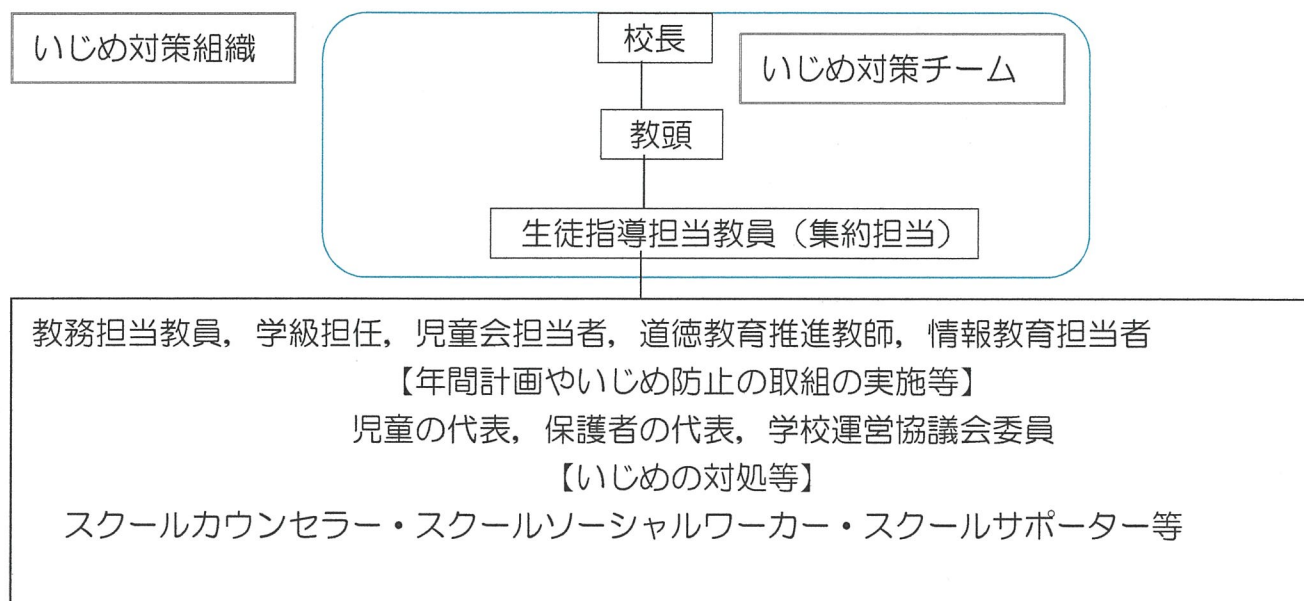
- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 児童会を中心に「STOPいじめ宣言」を作成し、啓蒙する。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を中学校区で連携して共有する。
- 児童会を中心とした「校内いじめ根絶標語コンクール」に取り組み、啓蒙する

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめの問題を特定の教職員で抱え込まず組織的な対応により、複数の目による状況の見立てが鹿野になり、未然防止・早期解決に努めることができると考えます。

そこで本校では、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。また、管理職と生徒指導担当教員による「いじめ対策チーム」を新たに設置します。



(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係わる情報があった場合には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行

オ) いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

- イ) いじめの防止等に係わる校内研修の企画，計画的な実施
- ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し
- エ) いじめの防止等の取組の実施状況を，学校評価の評価項目に位置付け，評価結果を踏まえての改善（学校運営協議会の活用）

4 いじめ防止の取組

本校では，児童がいじめに向かわないよう，社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに，自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また，児童に対して，傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努め，次の取組を進めます。

（１）いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できる取組を進める。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害者の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないように，指導の在り方に細心の注意を払う。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役にたっていると感じることができきる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

○自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に係わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

また，日頃から教職員による見守り活動を行うなど，児童が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報の共有に努めます。そこで本校は以下の取組を行います。

- ①職員の朝の打合せ時，日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査（年2回），毎月の生活目標個人反省シート，「いじめ発見・見守りチェックシート」（別紙）の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室（スクールヘルスリーダー）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口（別紙）について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

資料1（いじめ発見・見守りチェックシート） 資料2（電話相談窓口）

6 いじめへの対処

いじめを発見したり，通報を受けたりした場合は，特定の教職員で抱え込まず，速やかに学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

（1）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア）遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。
- イ）いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ウ）児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

（2）いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者への支援

- ア）いじめを受けた児童から事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。
- イ）いじめを受けた児童の見守りを行うなど，いじめを受けた児童の安全を確保します。

ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童（生徒）への指導及び保護者への助言

ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

イ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、該当保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性にかかわる事案への対応

ア) 他の事案と同様に、いじめ対策組織において、いじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。

イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。

エ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめに係わる行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3ヶ月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、面談を行った結果、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消していない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該児童について日常的に注意深く観察します。

旭川第一小 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめアンケートに調査による把握
- いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
- 周囲児童からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関、地域住民からの情報
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

【事実確認及び指導方法等の決定（いじめ対策組織会議）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ いじめ対処プランの作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ S Cや関係機関等々の連携の検討

いじめ対策組織会議の開催

【いじめの対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- S Cなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	・組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ・いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して中止するとともに、自尊的感情を高める等、心のケアと支援に努める。	・いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ・不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援させる。	・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ・自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	・家庭訪問により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取り組みについて説明する。	・迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ・保護者と連携して以降の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	・いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

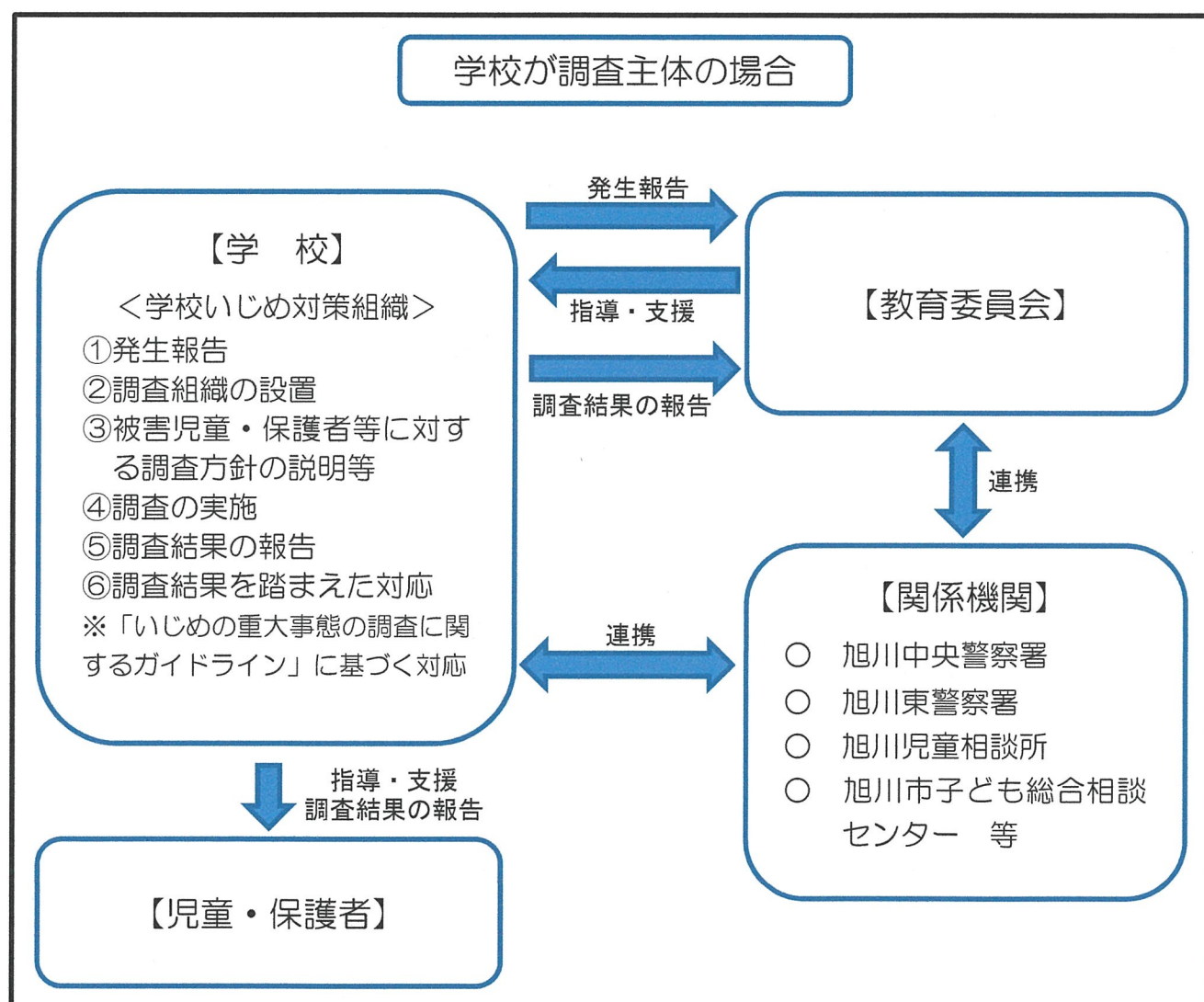
【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析 ・事実の整理、指導方針の再確認 ・スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○学校体制の改善・充実 ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化 ・児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○教育内容及び指導方法の改善・充実 ・児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 ・道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 ・分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	○家庭、地域との連携強化 ・教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ・学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 ・児童のP T A活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	--	---

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、本校では、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って次の通り対応します。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況及び調査結果は、いじめを受けた児童及び保護者に対し、適時、適切な方法で提供します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム：別紙）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織（別紙）を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）、警察などの外部専門家等を加え（別紙）、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組めます。

また、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校便りや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組（学校評価）等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

ウ) 不適切な書き込みを発見したときは、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

【保護者の役割】

- 保護者は、その保護する児童の発達段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

別紙参照

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等	児童氏名
☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… ()	
☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又はすぐに保健室に行きたがる。 ()	
☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 ()	
☐ 教職員のそばにいたがる。…………… ()	
☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… ()	
☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… ()	
☐ 交友関係が変わった。…………… ()	
☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…… ()	
☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… ()	
☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… ()	
☐ 衣服の汚れや痛み等が見られる。…………… ()	
☐ 持ち物や掲示物にいたずらされたり、落書きされたり、壊されたりする。()	
☐ 体に擦り傷やあざができていることがある。…………… ()	
☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… ()	

授業や給食の様子	児童氏名
☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… ()	
☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… ()	
☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからかいがある。…………… ()	
☐ グループ構成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… ()	
☐ グループを構成すると机を離されたり避けられたりする。…………… ()	
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… ()	

掃除や下校の様子	児童氏名
☐ 掃除時間に一人だけ離れて掃除している。…………… ()	
☐ ゴミ捨てなど、人が嫌がる仕事をいつもしている。…………… ()	
☐ 一人で下校することが多い。…………… ()	

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子どもSOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp>

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間>

月～金 8:30~17:15

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立旭川第一小学校

TEL 76-2406

V 学校いじめ防止プログラム

未然防止 ——— 早期発見 ———

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教 職 員	◆いじめ防止対策委員会 ※必要に応じて臨時に開催 ◆学級経営・生徒指導交流会の定例開催 ◆職員会議 ・いじめ防止基本方針 ・1学期の計画 ◆ふれあい活動の推進 ◆学校ネットパトロール ◆幼保・小・中連携の推進	◆いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」等	◆道教委いじめ問題への取組 及び対応状況の調査① ◆あさひやまCSS等関係機関・地域との連携 ◆教育相談 ◆児童へのアンケート調査① ◆いじめ・非行防止強調月間①	◆職員会議 ・1学期の反省・情報交流 情報交換 今後の手立て ◆いじめに関する実態調査①	◆「旭川市生徒指導研究協議会」参加	◆道徳授業公開（参観日） ◆道教委いじめ問題への対応状況の調査②
児 童	◆学習及び生活の基礎づくり ・学習のきまり ・学習習慣 ・基本的な生活習慣 ・人間関係 等 ◆クリーン作戦	◆児童会の取組 ・いじめをなくそう宣言 ◆梅祭り（生命尊重ほか） ◆協働体験（地域合同運動会）	◆児童へのアンケート調査① ◆いじめ・非行防止強調月間①	◆道教委いじめアンケート調査① ◆児童理解支援ツールの活用		◆協働体験（学習発表会） ◆クリーン作戦
家 庭 ・ 地 域	◆保護者懇談会の開催 ・いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル予防 ※市教委作成資料の活用 ◆家庭訪問	◆梅祭り（生命尊重ほか） ◆協働体験（地域合同運動会）	◆学校評議員等関係機関・地域との連携			◆道徳授業公開（参観日） ◆協働体験（学習発表会） ◆クリーン作戦

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教 職 員	◆いじめ防止対策委員会（定期） ※必要に応じて臨時に開催 ◆学級経営・生徒指導交流会定例開催		◆職員会議 ・2学期の反省 ◆児童理解研修	◆職員会議 学校評価会議	◆職員会議 ・新年度に向け て	
	◆旭川中学校 との連携 ・相互授業参観		◆旭川中学校・東ブ ロック各校との連 携・情報交流		◆学校評議員会 ・保護者アンケ ート結果によ る意見交流	◆旭川中学校 との連携 ・情報交流
	◆学校ネットパト ロール ◆教育相談週間		◆いじめに関する 実態調査② ◆道教委いじめ問題 への取組状況の調 査② ◆道教委いじめ問 題の調査③			◆いじめに関す る実態調査③
児 童	◆いじめ・非行 防止強調月間 ②	教育相談 ◆児童へのアン ケート調査②	◆道教委いじめア ンケート調査②		↑	
			◆外部講師による芸術 ・文化教室		◆学校評議員会 ・保護者アンケ ート結果によ る意見交流	
家 庭 ・ 地 域		学習発表会 ◆保護者・地域の 方々との協力				